

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

当町の人口構造は、令和7年1月1日現在で9,263人となっている。人口は減少傾向にあり、加えて高齢化が進んでいる。(住民基本台帳人口)

イ 産業構造

当町の産業構造は、事業所数で見ると、「卸売業、小売業」(21.2%)、「建設業」(12.0%)、「製造業」(11.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」(10.2%)の順、従業員数で見ると、「製造業」(41.6%)、「卸売業、小売業」(13.5%)、「医療、福祉」(9.8%)、「建設業」(5.6%)の順となっている。(事業所・企業統計調査、経済センサス(令和3年))

ウ 中小企業者の実態

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、中でも小規模事業者が大半を占めている。また、個人事業主等では、後継者問題なども抱えている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定件数を2年間で5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

先端設備導入計画の認定を受けた事業者向けの支援措置である、税制支援の適応期間を合わせるため、国が同意した日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入について、雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組みについては対象としない。
- ・「山北町暴力団排除条例」（平成23年山北町条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有するものでないこと。
- ・国税、県税及び町税を滞納している者を除く（認定後に滞納の事実が認められた場合は認定を取り消す場合がある）。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。